

松阪市役所低濃度PCB廃棄物処理業務委託

仕様書

第1条（目的）

本業務は、松阪市役所財務課（以下「甲」という。）が保管している低濃度PCB廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について受託者（以下「乙」という。）が関係法令等に基づき、安全かつ適正に保管場所から積込、収集運搬し、処分することを目的とする。

第2条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって、関係法令を遵守するものとする。

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」

「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン」

その他関係法令、規則、指針等

第3条（契約期間）

契約締結日から令和7年12月20日まで

第4条（履行場所）

三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市役所敷地内

第5条（委託内容）

1 乙の事業範囲

乙の事業範囲を証するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項に基づく低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定の写しを甲に提出し、契約書に添付するものとする。また、乙の事業範囲を甲の指定する書式に記載し、契約書に添付するものとする。乙は環境省が定める「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン」等の関係ガイドライン等に基づき適正に、収集運搬及び処分できる者であること。なお、認定事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証の写しを甲に提出し、契約書に添付する。

2 委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価

甲が乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の一覧については別紙1のとおりとする。なお、種類、数量及び委託単価は、甲の指定する書式に記載し、契約書に添付するものとする。

3 処分の場所、方法及び処理能力

乙は甲から委託された別紙1の産業廃棄物の処分場所、方法及び処理能力を甲の指定する書式に記載し、契約書に添付するものとする。

4 最終処分の場所、方法及び処理能力

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分場所、方法及び処理能力を甲の指定する書式に記載し、契約書に添付するものとする。

5 収集・運搬過程における積替保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第6条（業務実施計画書）

乙は、業務開始前に業務実施計画書を甲に提出し、計画書に基づき業務を履行すること。業務実施計画書には次の事項を記載すること。なお、内容に重要な変更が生じた場合には、直ちに変更に関する事項について、甲に変更後の業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 収集運搬業務の概要（使用車両、運搬経路、数量管理・確認方法）
- (2) 処分業務の概要（処理施設、処分方法、数量管理・確認方法）
- (3) 業務組織表（運搬業務及び処分業務における主要な担当者名・連絡先を含む）
- (4) 乙が共同企業体の場合にあっては、全構成員間の調整、状況把握等
- (5) 危機管理体制・手順、緊急連絡網
- (6) その他、甲が業務の実行上必要として指示する事項

第7条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、乙が求めた際には、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- (7) その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第8条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、保管庫からの搬出、積込、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 甲の保管する産業廃棄物について、保管庫からの搬出・運搬車両への積込作業に必要な重機等は乙にて手配するものとする。
- 3 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させないこと。
- 4 乙は産業廃棄物漏れ等の事故を発生させないこと。なお、現状の保管容器については、乙において処分を行うこととし、積込、収集運搬を行う際には、乙の責任において適正に処理しなければならない。万が一、産業廃棄物漏れ等の事故が発生した場合には、乙において、直ちに汚染防止の措置をとるとともに、速やかに甲に報告することとする。
- 5 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させないこと。

第9条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務の全部又は一部を他人に委託してはならない。

第10条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第11条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。なお、報告書には下記のマニフェスト及び写真帳（搬出工程等）を提出すること。収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2票の運搬終了報告を、処分業務についてはマニフェストD、E票の処分終了通告を提出すること。またマニフェスト記入用紙に係る費用及び届出に要する費用は乙の負担とする。

第12条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第13条（内容の変更）

甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、甲乙協議にて変更内容を書面で定める。

第14条（機密の保持）

甲及び乙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契約期間終了後においても同様とする。

第15条（解除に伴う措置）

- 1 甲が契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙は、次の措置を講じなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - (2) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - (2) 前号の場合、甲は、当該業者に対し、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用の償還を乙に対して請求することができる。

第16条（その他）

- 1 産業廃棄物の搬出及び収集日について甲乙協議の上、決定すること。

- 2 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じた時には、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、書面にて定める。

【連絡先】

松阪市 総務部 総務部 財産管理係 担当：藏舟 電話：0598-53-4018